

●香川県告示第414号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第13条の2第1項第1号の規定により、高松東部加入区について、平成16年香川県告示第630号による保険に付すべき義務は、平成20年9月9日限り消滅したので告示する。

平成20年9月12日

香川県知事 真 鍋 武 紀